

徳島県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
玉真病院	阿南天満病院	○ 阿南市宝田町荒井二	医療法人檜水会	令和七年四月一日
訪問看護ステーション薔	TAOKA訪問看護ステーション薔	徳島市城東町二丁目七―一二	社会医療法人養生園	同
きたじま訪問看護リハビリテーション	TAOKA訪問看護ステーション北島	板野郡北島町鯛浜字外野三四	医療法人きたじま倚山会	同
咲くら訪問看護リハビリテーション	TAOKA訪問看護ステーション山手	徳島市山手町一丁目五	医療法人倚山会	同
田岡病院訪問看護ステーション	TAOKA訪問看護ステーション万代	同 万代町四丁目二―二	同	同